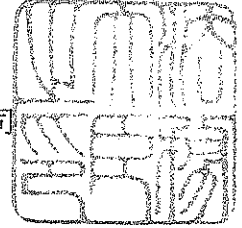


法務省刑国第65号
令和元年6月14日

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 山下 貴 司



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	(1) 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書 (2) 「平成26年度 金融作業部会関係 (FATF)」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書 (3) 「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書 (4) 「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書 (5) 「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付，記号番号 平成31年2月15日，法務省刑国第158号 (2) 開示決定等をした者 法務大臣 山下貴司 (3) 開示決定等の種類 行政文書不開示決定

3 審査請求	(1) 審査請求日 令和元年5月16日(同月17日受領) (2) 審査請求の趣旨 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号及び第5号に該当するかについての合理的説明がないことから、原処分を取り消しを求めるもの。
4 諮問日・諮問番号	令和元年6月14日・令和元年(行情)諮問第91号

担当課等：法務省(刑事局国際刑事管理官)

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL：03-3580-4111